

平成19年5月11日
午後6時30分～
第5・6会議室

第7回 杉並区教育基本条例等に関する懇談会 次第

1 開 会

2 資料説明

3 意見交換

○提言案について

4 次回の日程等

5 閉 会

<配布資料>

資料 20 提言案(未定稿)
資料 21 第6回懇談会 発言要旨

教育基本条例等に関する提言

平成 19 年 5 月

教育基本条例等に関する懇談会

提言にあたって

杉並区は、「すぎなみ五つ星プラン」(区の基本計画・実施計画)の中で、区の目指す将来像を、「人が育ち 人が活きる杉並区」としました。その柱の一つに「地域ぐるみで教育立区」を掲げ、区のすべての施策に教育の視点を取り込んで、教育に支援を惜しまない地域社会の実現を目指しています。

また、教育委員会は、「杉並区教育ビジョン」の中で、杉並の目指す教育の基本的な考え方として、次の二つを示しています。一つ目は「未来を拓く人を育てる教育を進める」こと、二つ目は「自分たちで自分たちのまちをつくる人々の力を育成する」ことです。自らの地域のことは、まず自らが考えるという真の住民自治を築くために、一人ひとりが自主的、自立的に考えて行動していくことが大変重要であるという考え方が根底にあります。

こうした区の教育の基本的理念を明確にし、これからの杉並の教育を地域ぐるみで進めるためのよりどころとして、教育基本条例等について検討するため、昨年10月、「教育基本条例等に関する懇談会」が設置され、私たちは、「教育基本条例等に何を重点的に盛り込むのか」、「どのような基本条例、憲章、宣言等にすべきか」といったことについて、幅広い見地から意見を求められました。

私たちは、与えられた課題について、「人づくり」、「教育に支援を惜しまない地域づくり」のために、誰が、何を、どうすればいいのか、といった視点から、●回にわたり議論を重ね、その結果を、提言として取りまとめました。

私たちの提言が、「地域ぐるみで教育立区」を目指す杉並区の教育基本条例等の制定に向け、有益な一助となることを願っています。

平成19年5月

会 長 小 松 郁 夫

教育基本条例等に関する提言 概要

1 規定形式等

- ・形式は条例にすべき。
- ・条例に前文を付す。
- ・条例の名称は「人づくり条例」の方がむしろ適している。

2 前文

- ・人づくりを地域ぐるみで進める。
- ・人づくりの基本 ①「人間として生まれてきたこと」を大切にする
②「人間性を発揮すること」を大切にする
③「社会性を発揮すること」を大切にする

4 本文

- (1) 目的 教育(人づくり)に必要なことを明らかにし、教育に支援を惜しまない地域づくりを進める。
- (2) 大切にしたい考え方
 - ① 人として育てる 自立心と公共心をバランスよくしっかりと伸ばす。
 - ② 家庭で育てる 家庭を人として生きる基礎となる資質や能力を育てる場とする。
 - ③ みんなで育ち育てられる 「共育^{きょういく}」の関係を地域のあちらこちらに作る。
- (3) 各主体ごとの役割と責務
 - ① 家庭 教育の原点は家庭。各家庭で成長過程に応じた教育を行うよう努める。
 - ② 地域 子どもは地域の宝。地域ぐるみで教育を進めるよう努める。
 - ③ 行政・教育機関 教育の観点をもってすべての分野の施策を推進する。
- (4) 人づくりに関する行政の基本
 - ① 中長期目標と行動計画の策定
 - ② 施策の評価と効果検証
 - ③ 区民への理解浸透、意識啓発
 - ④ 家庭教育の支援
 - ⑤ 地域での教育活動の支援
 - ⑥ 就学前教育の充実
 - ⑦ 学校教育の充実
 - ⑧ 郷土愛を育む施策の充実
 - ⑨ 行政機関相互の連携

1 規定形式について

～条例、憲章、宣言のいずれが適切か～

懇談会では、「教育基本条例等に何を重点的に盛り込むのか」についての検討とあわせ、それを表現する形式として、条例、憲章、宣言のいずれが適切か、ということについて、検討しました。

下表は、条例、憲章、宣言のそれぞれの特徴や長所・課題等について、比較したものです。憲章、宣言については、共通点が多いことから、一つにまとめています。

＜条例、憲章、宣言の比較表＞

	条 例	憲 章 ・ 宣 言
特 徴 ・ 手 続 等	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の議決を経て制定する。 ○改正が必要になった際には改めて議決が必要。 ○法的拘束力をもつものと、もたないものがある。 ○執行機関、議決機関、住民を規制するものもある。 <p>＜基本条例の性格＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多くは地方自治体の活動についての方向づけをする。 ②宣言的な性格をもち、新政策や改革についてのあるべき方向性を示す。 ③基本条例に関わる政策分野の個別条例等の制定等に対して一定の指針となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の議決を経なくてもよい。 ○杉並区のこれまでの宣言は、議会全員一致で採択されている。 ○原則として法的拘束力がない。 ○執行機関、議決機関、住民を規制しない。 ○条例に比べ、短いものが多い。
長 所	<ul style="list-style-type: none"> ○区民のためにサービスする行政や、区議会等に対し、拘束力をもたせることができる。 ○施策の方向づけをしていくことができる。 ○行政の施策や取組みについて区民が評価できる規定を盛り込むことができる。 ○盛り込むべき内容が多岐にわたっても、十分盛り込むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○区民に本当にアピールしたいことを、短く、わかりやすく表して、皆で共有することができる。 ○義務的・強制的なイメージは少なく、自主性、主体性を促すイメージをもつ。 ○大きな意味で捉えることができる。 ○目立つ場所に掲示したり、掲載するなどにより、区民への普及が図りやすい。
問 題 点 ・ 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○条例は、「こうしなければならない」といった義務的、強制的なイメージが強い。 ○細かくわかりにくいものであると、区民に共有されない。 ○条例は、憲章・宣言に比べて長いため、目立つ場所に掲示するなどにより、区民への浸透を図ることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○抽象的になりがちで、具体的な施策になかなか結びついていかない。 ○行政や区議会等に対し、拘束力をもたせることができない。 ○短いので、盛り込むべき内容を十分に盛り込めない。 ○行政の施策・取組みについて区民が評価できる規定を盛り込みにくい。

◆ 形式についての結論

条例、憲章、宣言の特徴や、長所・課題等について比較検討した結果、「行政や区議会等に対し、拘束力をもたせることができる」ことや、「行政の施策や取組みについて区民が評価できる規定を盛り込むことができる」などの、条例の長所を重視し、また条例でも「区民の自主性・主体性を尊重し、促すことはできる」ことから、懇談会としては、「形式については条例にすべきである」という結論に至りました。

2 条例の構成について

本条例は、一般的な条例のように、義務や使命を示して拘束力をもたせて区民をしぼるものではなく、憲章・宣言的な理念を表す性格をもたせたいとの趣旨から、条例に前文を付し、そこに杉並区が目指す「教育立区」を支える基本となる考えを表すことが適当であると考えます。

前文に続いては、本文として、はじめに条例の制定目的や、「杉並の教育を考える懇談会提言書」(平成13年3月)に示された内容を基礎として、大切にしたい考え方を明らかにし、教育立区の実現に向けた基本的な考え方を表すものとします。

続いて、家庭や地域、行政といった実施主体ごとの役割と責務、教育行政の基本、実現に向けた行動計画づくり、事後評価や検証の仕組み等を盛り込んでいくという構成が、本条例にはふさわしいとの結論を得ました。

3 前文

杉並区が目指す「教育立区」とは、杉並という地域社会が社会をあげて人づくりに取り組むことです。人は人を育てることで、自らも育ちます。人づくりの対象は、子どもだけではなく、大人も含んだすべての区民といえます。

前文の起草にあたり、懇談会では、人づくりという視点から今日の社会状況を次のように整理しました。

すなわち、近年の我が国の社会状況を見ると、自分の利益ばかりを求め、他の人のことなど考えない自己中心的な生き方をする人が多くなってきたことが、様々な分野の人々から指摘されています。経済的な高度成長を遂げて物質的にも恵まれた現代の日本

社会は、一見豊かな社会のようにも見えますが、このままで良いのだろうか、心の中に一抹の冷たい風が通り抜けてゆくことを感じている人も少なくありません。

また、昨今の犯罪の低年齢化と深刻化に接しますと、多くの方が今どきの家庭や若者のあり様を批判したり、学校や教員、教育の批判に走ります。しかし、単に批判していれば済むような問題なのでしょうか。私たち大人が、そして親が、より良いお手本を子どもたちに示しているのでしょうか。子どもに嘘をつくなど教え、自らが嘘をついてはいないのでしょうか。「模倣は最大の賞賛である」という言葉があります。私たち大人が、まず、胸を張って自らの生き方を次世代に示すことができるようにすることが大切です。示し教えることを通じて、教える大人も一回り大きくなります。互いに育ち、育てられる関係を、地域のあちらこちらに作ることが、今日の社会に求められています。

その際、大切なことは、人間としてどう生きていくか、人として生きていくうえでの基本を身につける「人づくり」です。昭和57年につくられた「すぎなみ区歌」では、「心ふれあう人がいる、笑顔を見かわす人がいる」、「心あかるい人がいる、幸せ育てる人がいる」、「心やさしい人がいる、喜びわけあう人がいる」と、杉並のまちの姿をうたいました。そんなまちでいつまでもいられるように、いま改めて「人づくり」を地域ぐるみで進めることが必要とされています。その「人づくり」について、懇談会では次のようにとらえました。

一つ目としては、「人間として生まれてきたこと」を大切にすることです。自分のもとより、他人の生命を尊重して、みんなが輝ける生命の持主であることを認め合い、自分の大いなる可能性に気づき、驚き、感動して、これを開花させるよう、学び合い磨き合い、力を合わせ助け合う、そのような「人」でありたいと思います。

二つ目としては、「人間性を発揮すること」を大切にすることです。人間には、人間であるがゆえに有している徳性や感性、精神性、能力があります。「他人の痛みを感じ、困っている人を助ける」「自分の不善を恥じ、社会の悪を許さない」「他人優先の譲り合いの気持をもつ」「道理をもって物事を判断する」「自然に畏敬の念をもって、その有難さに感謝する」、そのような「人」でありたいと思います。

三つ目としては、「社会性を発揮すること」を大切にすることです。社会は、自分と他人から出来ています。自分は一人で、そのほかは全員他人です。如何に他人とのより良い関係を築くかで、自分も他人も生きやすくなります。他人と助け合い、共感・共鳴し、自己の最善を他者に尽しきる、そのような「人」でありたいと思います。

このようなことがごく普通のこととして、日常の生活にとけ込んでいること、すなわ

ち「杉並の美風」として幾く世代にもわたって受け継がれていくようなことができれば、杉並はどんなにか素敵なまちになっていくでしょう。

これらの観点を踏まえて、前文においては、「人が育ち、人が生きる杉並区」を標榜する杉並区としての「人づくり」の基本的考えを記述することが適当です。また、その表現は、できるだけわかりやすい言葉で、子どもにも理解でき、やさしいけれども深みがあり親しみやすいものにすることが望ましいと考えます。

4 本 文

(1) 条例の制定目的

ここでは、なぜこの条例を制定するのか、その目的を明らかにします。

この条例は、杉並区における教育(いわば「人づくり」)において、大切にしたい考え方や、そのために果たすべき家庭や地域、区役所などの行政機関、学校などの教育機関の役割などを明らかにすることによって、教育に支援を惜しまない地域づくりを進めることを目的に制定するものですので、このような内容を盛り込むことが適当と考えます。

(2) 大切にしたい考え方

ここでは、杉並における教育で大切にしたい考え方を明らかにします。

前文では杉並区としての「人づくり」の基本的考えを述べますが、ここでは人が育ち育てられること、すなわち「人づくり」を進めるうえで大切にしたい考えを述べることにします。

人は生涯を通じてそれぞれに様々な人生経験をしながら、学び成長します。その中には、楽しいこともあれば辛いこともあります。しかし、人生を楽しみ味わうことは、生を受けた者にのみに許された特権です。何か物事を成就できたときの達成感、他者に尽くし感謝されたときの喜びは、人として生きていられたからこそ感じられるものです。

「人づくり」を進めるうえで最も大切なことは、この達成感や喜びといった幸せを感じられる時間や場を多くつくることではないでしょうか。家庭で、学校を含めた地域の中で、

様々な参画の機会や体験を通して、幸せを多く感じながら、自ら学び成長していけるようにすること、このことを杉並における教育で大切にしたい考え方の基本にすえるべきと考えます。

そのうえで、この考えを支えるものとして、次の三つを合わせて、杉並における教育で大切にしたい考え方とすることが適当と考えます。

① 人として育てる

前文とも重なりますが、教育とは「人づくり」の営みです。人として、より良く生きる力を育み、自己を確立し、社会の担い手として、未来を切り拓いていくことができる力を育むことが必要です。

人が生涯を通じて健全に成長していくうえで欠かせない、個を確立するための「自立心」と、社会の一員として必要な「公共心」とを、バランスよくしっかりと伸ばすため、徳性・知性・体力を磨き、「生きる力」を育むことが大切です。

② 家庭で育てる

家庭は、教育の原点です。「親は天地、教師は日月の如し」、また、「世界で一番有能な先生によってよりも、分別のある平凡な親によってこそ、子どもは立派に教育される」とも言われます。親ほど先生たるものはありません。人としての基本的な生活習慣、人への思いやり、善悪の判断やしつけは、教育の原点である家庭において、家族のふれあい、親子の愛情やスキンシップ、ぬくもりのある家庭環境のなかで自然に培われていきます。

家庭が、人として生きる基礎となる資質や能力を育てる場となるように、その役割をしっかりと果たすことが大切です。

③ みんなで育ち育てられる

子どもは、家庭にとっても、杉並という地域にとっても大切な宝です。一人ひとりの子どもは、家庭の子であると同時に、どの子も明日を担う社会の子です。子どもたちを区民みんなの宝として、大人たち全員の目と手と心で、あたたかい愛情を注ぎ、大人としての範を示しながら、区民みんなで育てていかなければなりません。

また、人を育てることは、大人自身、自らを成長させることにつながります。同じ地域で共に暮らす仲間として、互いに育ち、育てられる「きょういく共育」の関係を、地域のあちらこちらに作っていくことが、大切です。こうした取組みの積み重ねが、地域づくりに発展していきます。

(3) 各主体ごとの役割と責務

ここでは、「人づくり」を進めるうえで大切にしたい考え方をふまえて、家庭、地域、行政・教育機関が、それぞれどのような責務と役割をもって臨むのかを明らかにします。

① 家庭

すべての区民が、「教育の原点は家庭にある」という認識に立ち、それぞれの家庭で人づくりにあたることが、何よりも大切です。子どもに対する教育は、第一義的に親の責任であることを明らかにし、区民は、各家庭で、子どもとの接触の機会をできるだけ多くもち、乳幼児期からの心の教育やしつけの充実、成長過程に応じた教育を行うよう、努めることとします。

② 地域

多くの区民が、「子どもは地域の宝であり、地域で育てていく」という認識に立ち、さまざまな地域活動に参画し共に育てていくことが大切です。また、このことは参画する人自身を育てることにもつながります。共に育ち育てられる関係を築いていくことは、地域づくりにも役立ちます。区民(ここでは在住者をはじめ在勤、在学等幅広い人たち、NPO、企業等の団体も含めます)は、地域における教育の大切さを理解し、その取組みに可能な限り参画し、地域ぐるみで教育を進めるよう、努めることとします。

③ 行政・教育機関

区は、家庭や地域での教育活動が地域づくりの礎になるという考えのもとに、教育分野のみならず、福祉やまちづくりなどすべての分野において、教育という観点をもって施策を進めるよう、努めることとします。

また、これまで杉並区として培ってきた「杉並師範館」や「学校支援本部」、「すぎなみ地域大学」、「すぎなみ学倶楽部」などの独自の取組みを区の財産とし、人づくりの核としながら、なお一層の施策の充実に努めることとします。

学校をはじめとする区内の教育機関は、それぞれがもつ自主性を尊重されながらも、前文に掲げる「人づくり」の基本的考えを念頭に、区の取組みと連携して教育を実施することとします。

(4) 人づくりに関する行政の基本

ここでは、「教育行政」というと、教育委員会の取組みなどの狭義にとらわれる心配があることから、あえて「人づくり」として区における「人づくり」行政の基本となる取組みを明らかにします。

① 中長期目標と行動計画の策定

現在、教育委員会は、「杉並区教育ビジョン」のもとに、それを具体化するための「杉並区教育ビジョン推進計画」を策定し、ビジョンの実現に努めていますが、この条例の制定後は、これに代わって、条例を具体化するための中長期目標と行動計画を定めていく必要があります。

そのため、区は、この条例を基本としながら、その時代や社会状況に即した教育課題の解決を視野に入れた中長期目標としての教育ビジョンを定め、それを具体化する行動計画を策定するものとします。この教育ビジョンや行動計画は、教育委員会を中心にしながら、区長部局の施策も関連することから、区として策定するものとし、家庭や地域での取組みも含めることとします。

② 施策の評価と効果検証

人づくりの取組みは多岐にわたり、時代によっても何が必要なのかが変化します。また、効果が高くない施策や、役割を終えた施策を続けることは、税金の無駄遣いにしかありません。スクラップ・アンド・ビルドを基本としながら、常に見直しをかけ、新たな取組みに転換していくことが必要です。

そのため、区は、行政評価や学校評価を継続的に行うとともに、各種の取組みにおいて効果検証を行い、次なる取組みにつなげていくものとします。

③ 区民への理解浸透、意識啓発

この条例に基づき教育に支援を惜しまない地域づくりを進めていくためには、この条例の存在や趣旨、それぞれの立場としての責務や役割を、区民に理解してもらう必要があります。

そのため、区はあらゆる機会や方法をもって、区民への理解浸透、意識啓発に努めるものとします。

④ 家庭教育の支援

家庭教育に関して、家庭に第一義的責任があることは先に述べましたが、急激に進む核家族化や地域でのつながりが希薄化している中で、家庭教育に関して必要な情報を得たり学ぶことが難しくなっており、支援が必要です。また、この支援は、単に親が子育てをするうえで不足がちになる部分を行政の施策として補うようなものでなく、これまで家族の知恵として祖父母から父母へ、父母から子へと脈々と受け継がれてきた子どもを教育する力を高めるような内容で進める必要があります。

そのため、区は、親としての自覚を深め、親としての成長を支援する内容で、家庭教育の支援を行うこととします。

⑤ 地域での教育活動の支援

地域での教育活動は、共に育ち育てられることを基本に、地域の人々の主体的取り組みにより進められるものですが、それを定着させ充実させていくためには、行政による側面的な支援が必要です。

人の成長には、生涯を通じて学べる環境があることが望まれます。社会の第一線を退いた後も、人に教えたり社会に貢献して喜ばれることは、その人自身の力ともなります。また、現在、区では、行政と地域や住民の関係を見直し、協働を推進して、新しい自治を創ろうとしています。教育も、協働の視点に立って、地域でできることは地域に委ねることを基本に据える必要があります。

そのため、区は、「共育」と「協働」をキーワードとして、地域における区民の教育活動を推進するために、必要な支援を講じていくものとします。

⑥ 就学前教育の充実

「ヒト」として生まれ「人」となって小学校へ就学する過程にある就学前期は、人として成長していくうえでの基礎・基本を身につけ、学校での学びに備える重要な時期です。この時期の教育如何が、その後の学校教育にも影響します。区内の幼稚園・保育園は、公立もあれば私立もあり多様ですが、多くの子どもが区立小学校に進学することからすれば、どこの幼稚園・保育園に通園しても一定レベルの杉並共通の就学前教育が受けられることが望まれます。また、この時期は、家庭での教育が人としての成長を大きく左右します。

そのため、区は、0歳から就学前までの期間を範囲として、幼稚園・保育園といった就学前の受入れ施設での教育のみならず、家庭教育も含めて、就学前教育を総合的に推進するものとします。また、区内の幼稚園・保育園は、公立・私立を問わず、この条

例に基づき区が定める「就学前教育プログラム」のもとに、就学前教育を推進するものとします。

⑦ 学校教育の充実

小学校・中学校期は、人としての人格形成がなされる、教育において最も重要な時期です。子どもたち一人ひとりが個として大切にされながら、社会の一員として強くたくましく生きていける力を身に付けられるよう、育むことが大切です。また、学校は地域の学び舎として、地域の人々の意思のもとに、また、地域の人々のボランティア活動や自発的な資金寄付などの支えのもとに、運営されることが望ましい姿と言えます。これらは、学校での教育活動だけでなく、放課後や学校休業日の活動も視野に入れながら、総合的に推進する必要があります。

そのため、区は、各学校で魅力ある教育活動が行えるように、教員の指導力向上や施設整備、その他適正な教育環境の整備に努めるとともに、地域の人々の意思と力に支えられた地域運営型の学校づくりを、周囲の行政機関等とも連携しながら総合的に進めるものとします。

⑧ 郷土愛を育む施策の充実

教育に支援を惜しまない地域として、地域の中で「共育」や「協働」を推進していくためには、それぞれの地域や杉並のことを知り、地域への誇りの気持や愛郷心を育むことが大切です。区でも「すぎなみ学倶楽部」の取組みが進められていますが、未来を拓く人を育てるためにも、自分たちで自分たちのまちをつくるためにも、このことは欠かせません。

そのため、すべての区立小中学校で一定時間、地域や杉並のことを学ぶ授業時間を確保するとともに、広く大人の人たちに対しても地域や杉並のことを学ぶ機会をつくるよう努めることとします。

⑨ 行政機関相互の連携

教育に支援を惜しまない地域づくりを進めるためには、ひとり教育機関だけでなく、福祉等その他の機関を含めた行政機関が相互に連携し合って、総合性をもって取り組むことが必要です。また、就学前、学齢期、成人といったライフステージごとの教育が独立し途切れていたのでは、一貫した教育が行えません。

そのため、区は、必要に応じて、教育という視点で行政機関相互が連携し合える体制を築くとともに、一貫性をもって教育が実施できるよう施策を推進するものと

します。

おわりに

教育基本条例等について、懇談会としては以上のような内容が望ましいとの結論に至りましたが、最後に条例の名称について付言することとします。

懇談会での検討過程では、条例の内容はいわゆる「教育基本条例」の中身として議論してきました。しかし、議論の中では「教育」という言葉は言い換えれば「人づくり」であり、この提言の中でも二つの言葉の使い分けが必ずしも整合をとれていないところもあるかもしれません。今日の社会状況において、杉並区が「教育基本条例」を全国に先駆けて制定することは大変意義があることだと考えます。しかし、教育基本法の改正過程などを見ると、「教育」という言葉であるがゆえの様々な議論が、この条例の制定過程においても展開されることが容易に想像されます。

しかし、私たち懇談会委員が考えまとめたことは、これまで人類が生まれて以来脈々と受け継がれてきた「人づくり」を、変化した社会状況をふまえて、時代に即した内容で改めて創出しようというものです。これまでごく当たり前に行えてきたことが思うように行えていない、この現状を変えて、杉並区歌にうたわれているような明るい社会をみんなで築いていこうというものです。

それらのことを考えますと、条例名称は「人づくり条例」の方がむしろ適しているのかもしれませんが。このことを最後に提言し、結びとします。

提言にあたって

杉並区は、「すぎなみ五つ星プラン」(区の基本計画・実施計画)の中で、区の目指す将来像を、「人が育ち 人が活きる杉並区」としました。その柱の一つに「地域ぐるみで教育立区」を掲げ、区のすべての施策に教育の視点を取り込んで、教育に支援を惜しまない地域社会の実現を目指しています。

また、教育委員会は、「杉並区教育ビジョン」の中で、杉並の目指す教育の基本的な考え方として、次の二つを示しています。一つ目は「未来を拓く人を育てる教育を進める」こと、二つ目は「自分たちで自分たちのまちをつくる人々の力を育成する」ことです。自らの地域のことは、まず自らが考えるという真の住民自治を築くために、一人ひとりが自主的、自立的に考えて行動していくことが大変重要であるという考え方が根底にあります。

こうした区の教育の基本的理念を明確にし、これからの杉並の教育を地域ぐるみで進めるためのよりどころとして、教育基本条例等について検討するため、昨年10月、「教育基本条例等に関する懇談会」が設置され、私たちは、「教育基本条例等に何を重点的に盛り込むのか」、「どのような基本条例、憲章、宣言等にすべきか」といったことについて、幅広い見地から意見を求められました。

私たちは、与えられた課題について、「人づくり」、「教育に支援を惜しまない地域づくり」のために、誰が、何を、どうすればいいのか、といった視点から、●回にわたり議論を重ね、その結果を、提言として取りまとめました。

私たちの提言が、「地域ぐるみで教育立区」を目指す杉並区の教育基本条例等の制定に向け、有益な一助となることを願っています。

平成19年5月

会 長 小 松 郁 夫

第 6 回 杉並区教育基本条例等に関する懇談会 (H19. 4. 12) 発言要旨

会長 起草委員が検討した提言案について意見をいただきたい。

1 ページ目の提言に当たっては、イメージとしてこうした形にする。2、3 ページの「1・規定形式について」は、条例とするとした意見を整理したものなのでよいかと思う。

4 ページ目からの「条例の構成について」の意見を伺いたい。

委員 前文の2段目に、若者批判、学校教育批判がでてくるが、まず家庭教育批判が最初ではないか。「子どもに嘘をつくな」といった表現は、意味が少し狭くなり、もっと広く、「人に迷惑をかけない」といったことの方がよいと思う。「矜持」という言葉も、「自身と誇りをもって」という表現の方がよいと思う。

委員 前文に限らず、教育基本条例は、「子ども」の、いわゆる「しつけ」についての話にとどまるのか、大人、行政、職業的な再教育、文化の継承ということも含めるのか。それと、犯罪の低年齢化といった現状認識についても、議論し始めるときりが無いので、それほど比重をかけることはないのではないか。また、基本理念との関係でいうと、ここに住む人々がより幸せになれるような人と人の関わり合い方、お互いに頼りあえる人のつながり、そうしたことを行政が支援していくといったことを宣言として書き込むのがよいと思う。

委員 この前文については、あくまで、こうした前文を作りなさいという意味だと思う。

委員 この懇談会は、こういった教育基本条例をつくってくださいということを提言する懇談会であることを確認したい。

会長 形式については、2、3 ページで考えを示している。4 ページ以降で、前回までの議論でまとまった前文をいれましょうという意見を形にしている。5 ページ目で、前文は、できるだけわかりやすく、子どもにも理解できるように、といったことを提案している。

その他の文章の書き方など、条例をつくる際のポイントについて意見を聞きたい。

委員 「家庭教育」の重要性と、「人が育ち、人が活きる杉並区」ということから、「人づくり」ということも入れてほしい。今、最も求められている教育の基本だと思う。

会長 前文のどこかに「人が育ち、人が活きる杉並区」ということを入れるのもよいと思う。

委員 「これらの観点を踏まえて」「前文において記述することが適当です」とあるのだから、「これらの観点」を前に列記すべきだ。子どもだけでなく、大人、外国人も含めるのかといった点や、「家庭教育」、「学校教育」、「学校外教育」、もしくはそれらの連携について触れるか、触れないかという観点を示すべきだ。

各主体の役割を果たすということ、それぞれが、迷惑をかけあって、協力しあうことについて書くという書き方もある。これらの観点を踏まえた上で「人が育ち、人が活きる杉並区」という杉並区の「人づくり」の基本理念を記述してほしい。

委員 すべての区民、赤ちゃんから高齢者まで、外国人なども含めて、すべての区民が生きる喜びいっぱいということで、「人が育ち、人が活きる杉並区」という形の前文がよいと思う。

副会長 前文では、いつの時代も大事で、普遍的で、失ってはいけないもの、小さい子どもが読んでも、大人が読んでもわかりやすいものであることが必要だ。今、問題になっていることより、一番大事にしなければならないことを書くことが必要だ。

杉並の教育を考える懇談会の報告に、教育で大事にしたいことが3つ挙げられている。報告を踏まえ、共生や、人とのつながりという部分も含めて、どんな時代でも大事にされていることを前文で書くべきだ。

提言案の呼びかけ方式は、区民に呼びかける意味でよいと思う。

委員 普遍的なことも必要だが、条例を見直すことも考えれば、時代を反映した内容も必要ではないか。

委員 「人が育ち、人が活きる杉並区」という基本的な考え方で、どういったものを入れていくか考えたほうがよい。

提言案の内容はよいと思うが、やや、子どもに偏っている。子どもと大人が力を合わせて地域社会を作っていくという考え方を踏まえて、「人が育ち、人が活きる杉並区」を基本的な考え方として、どのように解釈していくかということだと思う。

会長 文体については、5ページの「できるだけ分かりやすい言葉で」ということについて異論はないようだ。

委員 前文を簡単に直すというのはおかしいので、時代を反映するものは条文に含め、普遍的なものを前文に入れるべきだ。

会長 子ども以外のいろいろな人たちのことを加えるということについて、異論はないようだ。前文については、アドホックなものを入れるか、普遍的なものにするかということについてどうか。

委員 学校教育には踏みこまなくてよいと思う。学校教育で足りないものを地域がどうサポートしていくかと思う。地域が、子どもたちの成長にいかに関わるかということが必要だ。

会長 その点は、5ページで「めざすもの(目的)」を「この条例は、杉並区における教育で大切にしたい考え方や、果たすべき家庭や学校を含めた地域の役割を明らかにすることによって、地域に支援を惜しまない地域作りを進めることを目的」としていることに関することだ。

委員 前文は、副会長のおっしゃったように普遍的なことを書いておき、その他の部分を時代に沿って変えていくべきだ。

委員 前文で入れるということではなく、条文の中でもいいから、時代は反映させるべきと思う。

委員 役所の作る文章にはわかりにくいものが多いので、今回は幅広い年齢の人にわかりやすい言葉遣いでやってほしい。

委員 基本条例だから、時代に動かされない、普遍的なものであるべきだ。

副会長 区歌にある、さまざまな「人がいる」という部分が、杉並区の「人づくり」の大切な要素だと思うので、この歌詞を使えないかと思う。

会長 区歌に込められているものを、前文や条文に精神として入れられるとよい。一方で、21世紀に入り10年たって、教育の条例を作ろうとする意味では新しさも課題としてある。

委員 時代の要請から教育条例をつくろうとなったのだと思う。また、既にいろいろある中であえて条例をつくっていくことは、新たな決意で、こういうことを進めていこうという決意だと思う。

会長 次に「大切にしたい考え方(基本理念)」について意見を伺いたい。

委員 前文には、平成13年の報告に書かれている、ともに生きる、共生という普遍的な考え方が一番重要なのでそれを入れるべきだ。

会長 「条例の構成について」の2段落目で、「前文に続いて「杉並の教育を考える懇談会」が提言した内容を基礎として、「めざすもの(目的)」「言葉の意味(定義)」、「大切にしたい考え方(基本理念)」を明確に示して」と書いてあるので、前文と条文にどう振り分けるかだ。

平成13年の懇談会報告をもう少し前文の中に入れることでまとめられると思う。条文に入れる場合については、次回以降に伺うが、今回は、構成として、大切にしたい考え方が、こういう並びで、中味はどうかといったことを伺いたい。

委員 最初の「幸せを感じる時間を育む」の中の「他者に尽くし感謝された」という部分は、何か施しをするというイメージがある。普遍的な言い方では、「世の中のためになって」という言い方ではないか。

会長 この「幸せを感じる時間を育む」という部分はよいと思うが、違和感もあると思う。

委員 大人も子どもも、心豊かに過ごせるときがあってほしいと思うので、「幸せ」という言葉は理解できているが、もっと「豊かな心」といった表現にならないか。また、「悦び」は「喜び」ではいけないのか。

委員 (3)の定義で、起草委員会でキータームを出してもらい、そこで肉付けする形で(4)の話をするべきではないか。

子どもや、教育長が言った住民自治、生涯学習などの言葉を皆から募り、構成や組み合わせを起草委員に任せて次回出してもらうのはどうか。

会長 定義する言葉が多すぎるとわかりにくい文章ということだから、そんなにあるべきではない。

委員 できるだけ定義がないような文章にしたほうがよい。

委員 「大切にしたい考え方(基本理念)」のところの、「幸せを感じる時間を育む」というのはわかりにくい。基本理念としてもっと考える必要はないか。

会長 基本理念の4つのうち3つはシンプルでよくわかるが、この部分だけ特異で、それが特徴でもあると思う。

委員 (3)については無くてもよいが、条例のキーコンセプトを核にして肉付けをしていくほうが良いと思う。

会長 キーコンセプトという形で、この言葉を大事にするという形でいれることもできる。

委員 基本理念の「幸せを感じる時間を育む」は、他の3つの土台となる、条例の基本的な理念なのか。それとも4つは並列的なものなのか。

会長 前者のようなイメージを持っている。違和感はないだろうか。

副会長 この「幸せを感じる時間を育む」という基本理念は、他の3つの基本理念とレベルが異なるように思う。人として、家庭で、みんなで育てた結果、幸せを感じる時間が育まれるということではないのか。

委員 杉並区で生活して、自ら教育し、教育も受ける、その幸せを感じとり、人として育っていく、そうした地域であってほしいという考え方だから、後に「人として」「家庭で」「みんなで」と出てくるのではないか。「幸せを感じる時間を育む」というのは、前文に入ったり、目的のところに入るイメージを持っている。

委員 「幸せを感じる時間を育む」ということが含蓄ある言葉で、非常に特徴付けていると思えてきた。読む人に「あれっ」と思わせることが大事である。

委員 「幸せを感じる」時間だけでなく「場」を育てなければならない。

委員 ここだけいきなり「次の4つとします」とあり、なぜ4つなのかは書かれていない。4つについても、レベルが異なり、また前段までの表現の仕方と異なり、具体的な表現となっており、書き方の整理が付かない。

委員 主語がはっきりしておらず、誰がやるのかがわからない。(4)の後に理念実現のための方策等が(5)に出てくるのか。(4)で終わってしまうならば、条例にしたほうがよいとした議論を踏まえたことにならない。

委員 平成13年の報告の「教育の基礎は心の豊かさであります」という部分が最も心に響いている部分で、「人として育てる」のところにも、「心の豊かさを育てる」「心を育てる」といった言葉が含まれてほしい。

また、この提言案の次が、どういった形になるのかをおおまかでもよいから教えてほしい。

庶務課長 今の段階では、4ページの「実施主体や役割、行政の責任、事後評価や検証できるような内容を盛り込んでいく」という部分のとおりである。

委員 「大切にしたい考え方(基本理念)」とあるが、「(基本理念)」を消せば、割とスムーズに読めるのではないか。

委員 「教育に支援を惜しまない地域づくり」とあるが、主語が誰なのかがわからない。

会長 主語をいれないというのも日本語の手法のひとつである。

委員 対象は子どもだけではないと感じているが、この内容は、子どもに限定されているようだ。

会長 「人が育ち、人が生きる」の「人」とは何だということを考えてみても、子どもには限定されないとと思う。この点は、他の委員からも意見がでてくる。

庶務課長 「人づくり」というこの条例の基本を考えた場合、子どもの部分が大きな比重を占めてくるが、その中に大人の要素をどう取り込むかということだと思う。

委員 子どもを育てることで、大人も育つという意味から、大人も子どももいっしょにとらえている。

委員 人づくりと杉並づくり・地域づくりは表裏一体という理解をしており、限定されるものではない。

会長 子どもは大人と違う存在であるという認識ではあるが、大人になったからといって育たないということではない。

また、「教育立区」という、杉並区をつくるということも結局は、「人」なので、やはり「人が育ち、人が活きる杉並区」ということに帰る。

委員 「幸せを感じる時間を育む」という全体の理念と、他の3つの理念を条例に入れる考え方はどうか。「人として育てる」「家庭で育てる」「みんなで育てる」の「育てる」よりも、「育ち合う」という表現を入れた方がよい。

委員 子どもも大人も共に育つということから、「育ち合う」、「育つ」という表現はよい。「幸せを感じる時間を育む」は、「大切にしたい考え方」の前文のように思う。

委員 区の施策のいろいろな場面に「人づくり」というものを組み込んでいくという発想は最初の頃からあり、それは一方通行ではない双方向、ふくそう的なものであった。だから「育てる」という一方向だけでなく、やはり「育つ」という部分も必要だ。

委員 教える人をもつくるという区の考え方からすれば、双方向であるべきだ。

会長 原案は子どもに焦点をあてているが、もう少し練って、相互に行うようなことを加筆、または整理という形で検討する。

委員 「家庭で育てる」では責任は家庭がとると読めるが、子育てが大変な家庭もあるのだから、家庭の子育てを応援していくという形の文章も入れるべきだ。

また、「みんなで育てる」の、「子どもは人類共通の宝であり、杉並の財産です」という部分の「財産」という表現も何とかならないか。

3つ目に、「子どもたちを区民みんなの大切な財産(宝)として」とある部分も、子どもも区民であるのだから、そのような表現を工夫できるとよい。

会長 家庭が教育の原点ではあるが、今の社会では子育てはかなり大変になってきている。現代的な問題として、そうした部分を盛り込まないと、今、基本条例をつくる意味がないだろう。

委員 家庭が大変なことはわかるが、家庭に責任があるということはきちんと盛り込むべきだ。

副会長 「大切にしたい考え方」のところは、「めざすもの(目的)」を達成するために大切なことを挙げればよい。「幸せを感じる時間を育む」はその前文になる。今後作る条文で、人として育てるために家庭、学校、地域の役割が出てくると思う。

会長 後半の提言案を早く起草し、改めて全体を通して議論しないといけない。

委員 基本理念といった考え方以外にも基本的な視点といった考え方もある。その場合は、がんば

っているひとを応援するとか、困っている人を助けますといった視点がある。

何かやろうとしている人をサポートすることで、本当にみんなが互いに協力し合う「教育立区杉並」が出来上がっていく、という視点、切り口もある。

委員 「地域ぐるみ」という言葉をいれてほしい。また、地域で子どもたちに伝えたい文化や歴史に関することも書いてほしい。

事務局次長 子ども中心の提言案となったのは、前回までの議論が子ども中心になっていたからだが、今回の会議で出た「すべての区民」というキーワードを取り入れていく。

会長 次回以降、後半部分を検討し、さらに全体を見直していくようにしたい。